

3.4 悪臭

3.4.1 調査対象地域

(1) 煙突排ガスの排出に伴う悪臭

気象条件（さいたま地域気象観測所の最多風向:北北西）及び煙突実体高さ（59m と想定）を基に大気拡散の概略予測を行った結果、最大着地濃度出現予想距離は概ね 1.2km と見込まれる。調査対象地域は、指針によると最大着地濃度出現距離の概ね 2 倍を見込んで設定することとなっているため、大気質と同様に計画地から半径約 3.0km 内に設定した。

(2) 施設からの悪臭の発生

新施設の配置、敷地境界条件等を考慮し、計画施設周辺の影響が大きくなると想定される周辺地域及び敷地境界上を調査対象地域として設定した。

3.4.2 現況把握

(1) 現況把握項目

現況把握項目及びその選択理由は、表 3.4-1 に示すとおりである。

表 3.4-1 現況把握項目及び選択理由

現況把握項目	選択理由
①悪臭の状況 ②気象の状況 ③土地利用の状況 ④人家等の状況 ⑤主要な発生源の状況 ⑥関係法令による基準等	施設の排出ガスに伴う悪臭及び施設からの悪臭の漏洩が、周辺地域の生活環境に影響を与えると考えられるため、調査事項として左記の事項を選定した。

(2) 現況把握方法

① 悪臭の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査により行った。

ア. 既存資料調査

既存資料調査は、「プラスチック類選別・圧縮施設の整備に係る生活環境影響調査」(平成20年1月 朝霞市)を整理することにより行った。

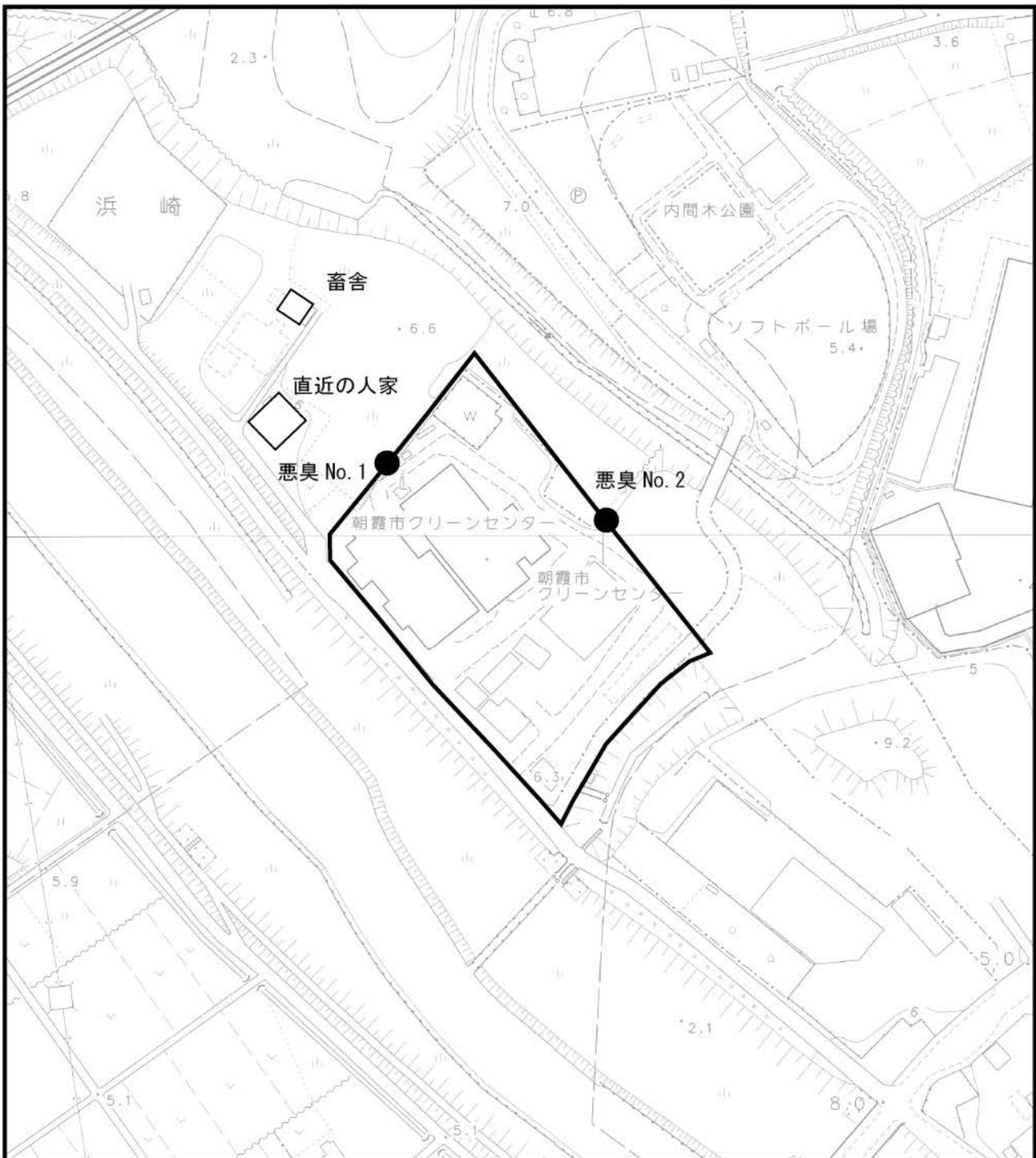
イ. 現地調査

現地調査は、計画地及びその周辺における一般的な悪臭の状況を把握できる地点として、計画地西側の1地点及び東側の1地点の計2地点で悪臭の現地測定を実施した。

調査項目、調査地点、調査期間及び調査方法は、表3.4-2及び図3.4-1に示すとおりである。

表 3.4-2 悪臭調査方法等

調査項目	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
【悪臭】 ・臭気指数 ・特定悪臭物質(22物質)	計画地及びその周辺における一般的な悪臭の状況を把握するため、計画地西側の1地点及び東側の1地点の計2地点とした。	1日×1季 【悪臭】 平成28年 7月25日(月)	「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法」(平成7年9月13日 環境庁告示63号)及び「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年5月30日 環境庁告示9号)に定める方法に準拠した測定方法とした。



凡 例

-  : 計画地
-  : 悪臭現地調査地点
-  : 人家、畜舎

図 3.4-1 調査地点 (悪臭)



② 気象の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査により行った。

ア. 既存資料調査

気象の状況の既存資料調査方法は、「3.1 大気質」に記載したとおりである。

イ. 現地調査

現地調査は、「①悪臭の状況」と同様の2地点で実施した。調査項目、調査地点、調査期間及び調査方法は、表3.4-3及び前掲図3.4-1に示すとおりである。

表 3.4-3 気象調査方法等

調査項目	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
<ul style="list-style-type: none"> ・風向・風速 ・気温・湿度 	計画地及びその周辺における一般的な悪臭の状況を把握するため、計画地西側の1地点及び東側の1地点の計2地点とした。	1日×1季 【気象】 平成28年 7月25日(月)	簡易風向風速計及び温度湿度計を用いる方法とした。

③ 土地利用の状況

土地利用の状況の調査方法は、「3.1 大気質」に記載したとおりである。

④ 人家等の状況

人家等の状況の調査方法は、「3.1 大気質」に記載したとおりである。

⑤ 主要な発生源の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査により行った。

ア. 既存資料調査

既存資料として、「地形図」(国土地理院)等を整理することにより行った。

イ. 現地調査

現施設の煙突(試料採取口)の2地点において、現地調査を行った。調査方法等は「①悪臭の状況 イ.現地調査」と同様とした。

⑥ 関係法令による基準等

調査は、「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)等に基づく基準を整理することにより行った。

(3) 現況把握の結果

① 悪臭・気象の状況

ア. 既存資料調査結果

7) 悪臭の状況

悪臭の既存資料調査の結果は、表 3.4-4 に示すとおりである。また、調査地点は、図 3.4-2 に示すとおりである。

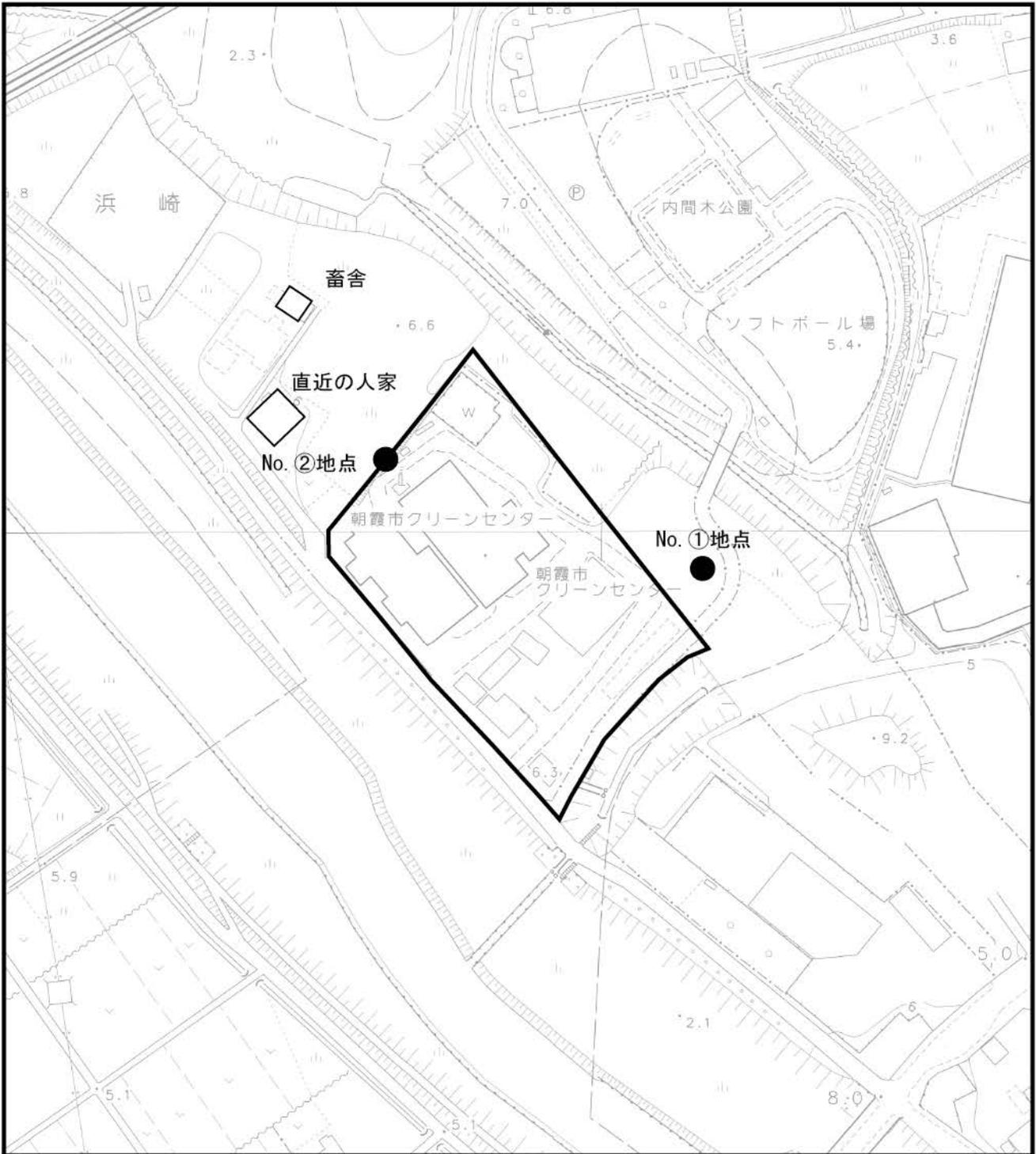
表 3.4-4 既存資料調査結果（悪臭）

測定項目	単位	No.①地点	No.②地点	定量下限値	規制基準
アンモニア	ppm	0.21	0.17	0.05	-
メチルメルカプタン	ppm	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	-
硫化水素	ppm	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	-
硫化メチル	ppm	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	-
二硫化メチル	ppm	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	-
トリメチルアミン	ppm	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	-
アセトアルデヒド	ppm	0.0006	0.0007	0.0005	-
プロピオンアルデヒド	ppm	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	-
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	-
イソブチルアルデヒド	ppm	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	-
ノルマルバレリルアルデヒド	ppm	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	-
イソバレリルアルデヒド	ppm	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	-
イソブタノール	ppm	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	-
酢酸エチル	ppm	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	-
メチルイソブチルケトン	ppm	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	-
トルエン	ppm	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	-
キシレン	ppm	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	-
スチレン	ppm	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	-
プロピオン酸	ppm	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	-
ノルマル酪酸	ppm	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	-
ノルマル吉草酸	ppm	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	-
イソ吉草酸	ppm	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	-
臭気指数	-	10 未満	10 未満	-	15
(臭気濃度)		10 未満	10 未満	-	-

出典：「プラスチック類選別・圧縮施設の整備に係る生活環境影響調査書」（朝霞市 平成 20 年 1 月）

イ) 気象の状況

気象の状況の既存資料調査結果は、「3.1 大気質」に記載したとおりである。



凡 例

□ : 計画地

● : 悪臭既存調査地点

□ : 人家、畜舎

図 3.4-2 既存資料調査地点 (悪臭)



1:2,500

0 50 100m

イ. 現地調査結果

敷地境界の調査結果は、表 3.4-5 に示すとおりである。

埼玉県では、「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)に基づく臭気指数規制を導入しており、朝霞市は臭気指数規制の対象となっている。計画地周辺は、用途地域の定めのない地域であるため、悪臭防止法に基づくA区域に該当し、臭気指数15の規制区域に該当する。また、特定悪臭物質に関しては規制の対象ではないが、悪臭防止法に基づくA区域の基準値を参考値とした。

調査の結果、臭気指数は10未満であり、基準値を下回った。また、特定悪臭物質は、全ての項目が定量下限値未満であり、参考値を下回った。

表 3.4-5 現地調査結果 (敷地境界)

調査項目	単位	悪臭 No. 1	悪臭 No.2	基準値及び参考値	
臭気指数	-	10 未満	10 未満	15	
特定 悪臭 物質	アンモニア	ppm	0.1 未満	0.1 未満	1
	メチルメルカプタン	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	0.002
	硫化水素	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	0.02
	硫化メチル	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	0.01
	二硫化メチル	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	0.009
	トリメチルアミン	ppm	0.0008 未満	0.0008 未満	0.005
	アセトアルデヒド	ppm	0.004 未満	0.004 未満	0.05
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.004 未満	0.004 未満	0.05
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.0008 未満	0.0008 未満	0.009
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.002 未満	0.002 未満	0.02
	ノルマルバレリルアルデヒド	ppm	0.0008 未満	0.0008 未満	0.009
	イソバレリルアルデヒド	ppm	0.0004 未満	0.0004 未満	0.003
	イソブタノール	ppm	0.05 未満	0.05 未満	0.9
	酢酸エチル	ppm	0.1 未満	0.1 未満	3
	メチルイソブチルケトン	ppm	0.05 未満	0.05 未満	1
	トルエン	ppm	0.5 未満	0.5 未満	10
	スチレン	ppm	0.01 未満	0.01 未満	0.4
	キシレン	ppm	0.05 未満	0.05 未満	1
プロピオン酸	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	0.03	
ノルマル酪酸	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	0.001	
ノルマル吉草酸	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0009	
イソ吉草酸	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	0.001	
風向	-	NE	SSE	-	
風速	m/s	2.5	1.5	-	
気温	℃	26.4℃	26.4℃	-	
湿度	%	72%	66%	-	

② 土地利用の状況

土地利用の状況の調査結果は、「3.1 大気質」に記載したとおりである。

③ 人家等の状況

人家等の状況の調査結果は、「3.1 大気質」に記載したとおりである。

④ 主要な発生源の状況

ア. 既存資料調査

計画地及びその周辺の主要な悪臭の発生源として、敷地内の現施設、プラスチック類処理施設や北西側に位置する産業廃棄物処理施設（中間処理施設）、近隣の畜舎等が点在する。

イ. 現地調査

7) 煙突（試料採取口）の調査結果

煙突（試料採取口）の調査結果は、表 3.4-6 に示すとおりである。

調査の結果、臭気指数は 15~16 であった。また、特定悪臭物質は、ほとんどの項目が定量下限値未満であった。

表 3.4-6 現地調査結果（煙突）

調査項目		単位	煙突 1 号炉	煙突 2 号炉
臭気指数		-	16	15
特定 悪臭 物質	アンモニア	ppm	0.1 未満	0.1 未満
	メチルメルカプタン	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満
	硫化水素	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満
	硫化メチル	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満
	二硫化メチル	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満
	トリメチルアミン	ppm	0.0008 未満	0.0008 未満
	アセトアルデヒド	ppm	0.049	0.018
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.014	0.023
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.015	0.0011
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.02 未満	0.02 未満
	ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.0046	0.008 未満
	イソバレルアルデヒド	ppm	0.0004 未満	0.0004 未満
	イソブタノール	ppm	0.05 未満	0.05 未満
	酢酸エチル	ppm	0.1 未満	0.1 未満
	メチルイソブチルケトン	ppm	0.05 未満	0.05 未満
	トルエン	ppm	0.5 未満	0.5 未満
	スチレン	ppm	0.01 未満	0.01 未満
	キシレン	ppm	0.05 未満	0.05 未満
プロピオン酸	ppm	0.0005	0.0010	
ノルマル酪酸	ppm	0.0005 未満	0.0006	
ノルマル吉草酸	ppm	0.0005 未満	0.0007	
イソ吉草酸	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	
気温	°C	26.5°C	26.5°C	
湿度	%	64%	64%	

⑤ 関係法令による基準等

ア. 規制基準

7) 臭気指数

「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)に基づく規制基準は、表3.4-7に示すとおりである。

埼玉県では、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)に基づく臭気指数規制を導入しており、朝霞市は臭気指数規制の対象となっている。計画地及びその周辺は、用途地域の定めのない地域であり、A区域に該当する。

表 3.4-7 悪臭防止法に基づく規制基準(臭気指数)

区分	A区域	B区域	C区域
許容限度(臭気指数)	15	18	18

注1) A区域は、B区域及びC区域を除いた市内全域
 B区域は、農業辛苦地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定による農業振興地域の指定がされている区域
 C区域は、都市計画法(昭和44年法律第100号)第8条第1条第1項の規定による工業地域または工業専用地域

出典:「悪臭防止法第三条に規定する規制地域の指定並びに同法第四条第一項第一号、第二号及び第三号に規定する規制基準の設定」(平成24年3月30日朝霞市告示92号)

イ) 特定悪臭物質

「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)に基づく規制基準は、表3.4-8に示すとおりである。

埼玉県では、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)に基づく特定悪臭物質濃度規制を導入しているが、朝霞市は特定悪臭物質濃度規制の対象ではないため、計画地及びその周辺は、特定悪臭物質の規制基準のあてはめはされていない。

表3.4-8 悪臭防止法に基づく規制基準(特定悪臭物質)

特定悪臭物質	許容限度 (ppm)		
	A区域	B区域	C区域
アンモニア	1以下	1以下	2以下
メチルメルカプタン	0.002以下	0.002以下	0.004以下
硫化水素	0.02以下	0.02以下	0.06以下
硫化メチル	0.01以下	0.01以下	0.05以下
二硫化メチル	0.009以下	0.09以下	0.03以下
トリメチルアミン	0.005以下	0.005以下	0.02以下
アセトアルデヒド	0.05以下	0.05以下	0.1以下
プロピオンアルデヒド	0.05以下	0.05以下	0.1以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009以下	0.009以下	0.03以下
イソブチルアルデヒド	0.02以下	0.02以下	0.07以下
ノルマルバレリルアルデヒド	0.009以下	0.009以下	0.02以下
イソバレリルアルデヒド	0.003以下	0.003以下	0.006以下
イソブタノール	0.9以下	0.9以下	4以下
酢酸エチル	3以下	3以下	7以下
メチルイソブチルケトン	1以下	1以下	3以下
トルエン	10以下	10以下	30以下
スチレン	0.4以下	0.4以下	0.8以下
キシレン	1以下	1以下	2以下
プロピオン酸	0.03以下	0.07以下	0.07以下
ノルマル酪酸	0.001以下	0.02以下	0.02以下
ノルマル吉草酸	0.0009以下	0.02以下	0.02以下
イソ吉草酸	0.001以下	0.04以下	0.04以下

注1) A区域は、B区域及びC区域を除いた市内全域

B区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)

第6条第1項の規定による農業振興地域の指定がされている区域

C区域は、都市計画法(昭和44年法律第100号)第8条第1条第1項の規定による工業地域または工業専用地域

出典:「悪臭防止法第三条に規定する規制地域の指定並びに同法第四条第一項第一号、第二号及び第三号に規定する規制基準の設定」(平成9年3月14日 埼玉県告示336号)

3.4.3 予測

(1) 煙突排ガスの排出に伴う悪臭の影響

① 予測項目

予測項目は、煙突排ガスの排出に伴う悪臭の影響とする。

② 予測地域

予測地域は、「3.1 大気質」と同様とする。

③ 予測対象時期

予測対象時期は、施設の供用が通常の状態に達した時点（平成34年度）とする。

④ 予測方法

ア. 予測手順

煙突排ガスの排出に伴う悪臭の影響は、事業計画に基づき図 3.4-3 に示す流れで予測を行う。

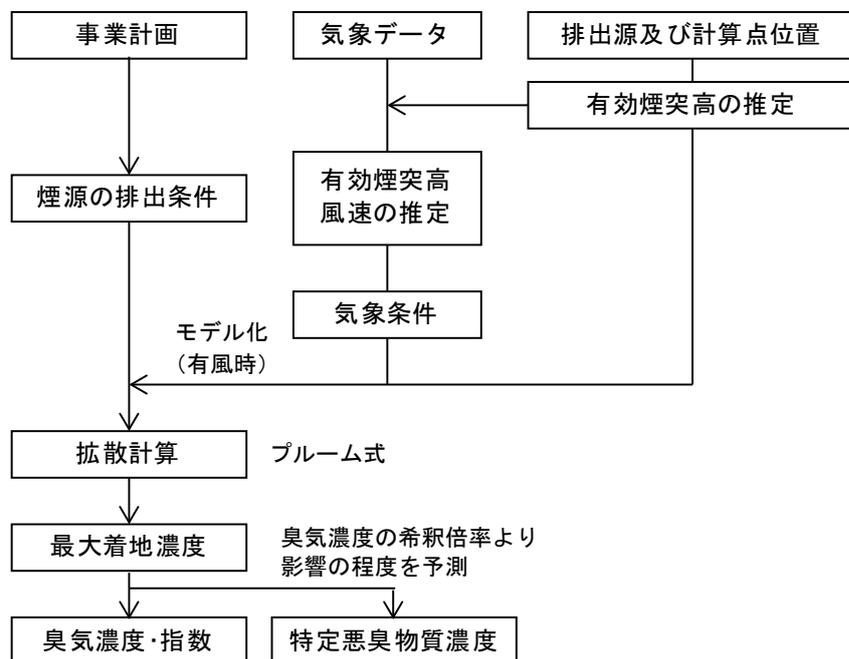


図 3.4-3 予測手順（煙突排ガスの排出に伴う悪臭の影響）

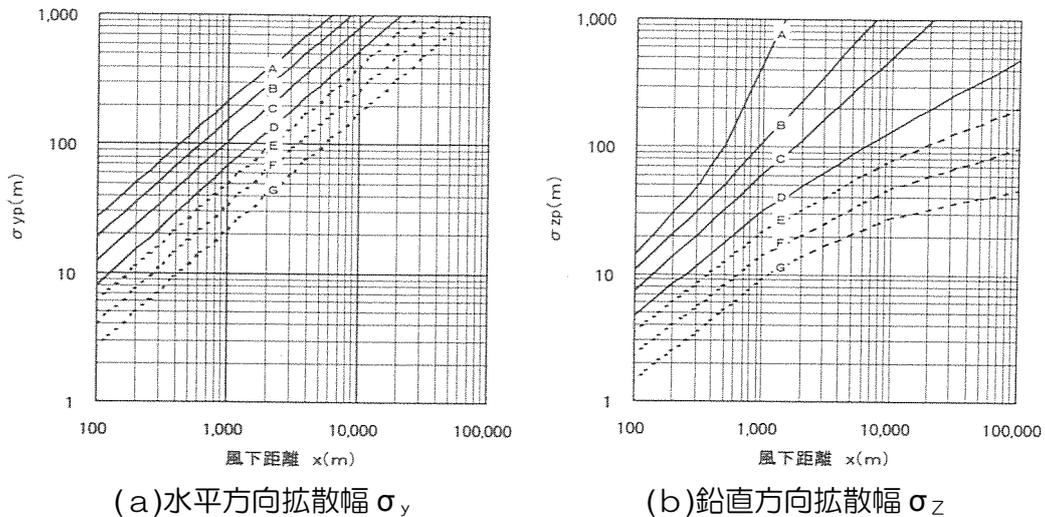
イ. 予測式

7) 点煙源拡散式

予測式は、ブルーム式を用いた点煙源拡散式とし、拡散式は表 3.4-9 に示すとおりである。また、有風時における拡散係数については、図 3.4-4 に示すパスキル-ギフォード図を用いる。

表 3.4-9 点煙源拡散式

風速区分	拡散式
有風時 風速1.0m/s以上 ※ブルーム式	$C(x, y, z) = \frac{Q}{2\pi \cdot u \cdot \sigma_y \cdot \sigma_z} \times \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right) \left[\exp\left\{-\frac{(z-H)^2}{2\sigma_z^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(z+H)^2}{2\sigma_z^2}\right\} \right]$
記号説明	<p>C(x,y,z) : (x,y,z)地点における濃度(ppmまたはmg/m³)</p> <p>σ_y, σ_z : 水平(y)、鉛直(z)方向の拡散幅(m)</p> <p>Q : 排出強度(m³/秒またはg/s)</p> <p>X : 風向に沿った風下距離(m)</p> <p>Y : x軸に直角な水平距離(m)</p> <p>Z : x軸に直角な鉛直距離(m)</p> <p>U : 風速(m/s)</p> <p>H : 建設機械の排出源の高さ(m)</p>



出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成12年12月、公害研究対策センター)

図 3.4-4 パスキル-ギフォードによる拡散係数

イ) 有効煙突高の算出

有効煙突高は、表 3.4-10 に示す CONCAWE（コンケイウ）式を用いて算出する。

表 3.4-10 有効煙突高の算出式

風速区分	有効煙突高の算出式
有風時 ※CONCAWE(コンケイウ)式	$\Delta H = 0.175 \times Q_H^{(1/2)} \times u^{(-3/4)}$
記号説明	Q_H : 排出熱量(cal/秒) ($= \rho \cdot Q \cdot C_p \cdot (T_g - T_o)$) u : 煙突頭頂部における風速(m/秒) ρ : 0°C1 気圧における排ガス密度($1.293 \times 10^3 \text{g/m}^3 \text{N}$) Q : 単位時間当たりの排ガス量($\text{m}^3 \text{N/秒}$) C_p : 定圧比熱($0.24 \text{cal/K} \cdot \text{g}$) T_g : 排ガス温度(°C) T_o : 気温(15°C を想定)

ウ) 臭気評価時間修正の方法

ブルーム式における予測評価時間は3分であるが、臭気の資料採取時間は6～30秒で行っているため、大気拡散式で算出された値に対して、表 3.4-11 に示す修正式により臭気の評価時間の修正を行う。

表 3.4-11 臭気の評価時間の修正

評価時間の修正式	$C_s = \left(\frac{\sigma_{y1}}{\sigma_{y2}} \right)^Y \cdot C_m$
記号説明	C_s : 試料採取時間 T_1 に対する濃度 C_m : 試料採取時間 T_2 に対する濃度 Y : 定数(=0.2) σ_{y1} : 時間 T_1 における臭気の水平方向の拡散幅 σ_{y2} : 時間 T_2 における臭気の水平方向の拡散幅 $\left(\frac{\sigma_{y1}}{\sigma_{y2}} \right)^Y = 3.5$

出典：「悪臭防止対策の今後のあり方について」(平成9年11月、中央環境審議会)

ウ. 臭気指数の予測条件

7) 施設の排出諸元

施設の排出諸元は、煙突排ガスの排出に伴う大気質の影響と同様とする。

イ) 臭気排出強度

現施設での測定結果を基に排出ガスの臭気指数を 16 (臭気濃度 40)、排出ガス量を 2 炉運転時とし、排出ガスの臭気強度は 22,800 (m³N/分) と算定された。

$$\begin{aligned} \text{臭気排出強度 (m}^3\text{N/分)} &= \text{臭気濃度} \times \text{湿り排出ガス量 (m}^3\text{N/分)} \\ &= 40 \times (2 \times 17,100/60) \\ &= 22,800 \end{aligned}$$

ウ) 気象条件

気象条件は、表 3.4-12 に示すとおり風速 1.0m/s 以上で最も臭気が高濃度となると想定される気象条件とする。

表 3.4-12 気象条件

大気安定度	風速 (m/s)
A	1.0

エ. 特定悪臭物質の予測条件

予測地点での特定悪臭物質濃度は、表 3.4-13 及び表 3.4-14 に示す関係を用いて、臭気指数の予測結果を特定悪臭物質濃度に換算することにより算定する。

表 3.4-13 臭気強度と臭気指数の関係

臭気強度	臭気指数の範囲
2.5	10~15
3.0	12~18
3.5	14~21

出典：「ハンドブック悪臭防止法 六訂版」(平成24年7月、公益社団法人におい・かおり環境協会編集)

表 3.4-14 臭気強度と特定悪臭物質濃度の関係

単位：ppm

臭気強度 特定悪臭物質	1	2	2.5	3	3.5	4	5
アンモニア	0.1	0.6	1	2	5	1×10	4×10
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2
硫化水素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
硫化メチル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	2×10
二硫化メチル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	1×10
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	1×10
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノルマルバレールアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イソバレールアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
イソブタノール	0.01	0.2	0.9	4	2×10	7×10	1×10 ³
酢酸エチル	0.3	1	3	7	2×10	4×10	2×10 ²
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	1×10	5×10
トルエン	0.9	5	1×10	3×10	6×10	1×10 ²	7×10 ²
スチレン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	2×10
キシレン	0.1	0.5	1	2	5	1×10	5×10
プロピオン酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2
ノルマル酪酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
ノルマル吉草酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
イソ吉草酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3

出典：「ハンドブック悪臭防止法 六訂版」（平成24年7月、公益社団法人におい・かおり環境協会編集）

⑤ 予測結果

ア. 臭気指数

ごみ焼却施設の稼働に伴う臭気指数の予測結果は、表 3.4-15 に示すとおりである。

最大となる地点での臭気指数は、10未満（臭気濃度10未満）と予測される。

表 3.4-15 予測結果（臭気指数）

臭気指数が最大となる地点	予測結果
風下側約540m	10未満

イ. 特定悪臭物質

臭気指数の予測結果が10未満であることから、臭気強度は2.5未満であると予測される。よって、ごみ焼却施設の稼働に伴う特定悪臭物質濃度の予測結果は、表 3.4-16 に示すとおりである。

表 3.4-16 予測結果（特定悪臭物質濃度）

項目	予測結果	単位：ppm 最大着地濃度 出現地点
		風下側約 540m
アンモニア	<1	風下側約 540m
メチルメルカプタン	<0.002	
硫化水素	<0.02	
硫化メチル	<0.01	
二硫化メチル	<0.009	
トリメチルアミン	<0.005	
アセトアルデヒド	<0.05	
プロピオンアルデヒド	<0.05	
ノルマルブチルアルデヒド	<0.009	
イソブチルアルデヒド	<0.02	
ノルマルバレリルアルデヒド	<0.009	
イソバレリルアルデヒド	<0.003	
イソブタノール	<0.9	
酢酸エチル	<3	
メチルイソブチルケトン	<1	
トルエン	<1×10	
スチレン	<0.4	
キシレン	<1	
プロピオン酸	<0.03	
ノルマル酪酸	<0.001	
ノルマル吉草酸	<0.0009	
イソ吉草酸	<0.001	

(2) 施設からの漏洩による悪臭の影響

① 予測項目

予測項目は、施設からの漏洩による悪臭の影響とした。

② 予測地域

予測地域は、敷地境界及び対象事業実施区域周辺とした。

③ 予測対象時期

予測対象時期は、施設の供用が通常の状態に達した時点とした。

④ 予測方法

予測は、施設計画を基に定行的に行った。

⑤ 予測結果

前掲表 3.4-5 に示すとおり現地調査の結果では、現施設の臭気指数及び特定悪臭物質はどの地点においても基準値及び参考値を下回っていた。施設からの悪臭の漏洩は、廃棄物運搬車両の搬出入時における、プラットホーム部の車両入口の開放によるため、プラットホーム及びごみピットからの悪臭の漏洩を防ぐことが重要となる。新施設では、公害防止対策として「エアカーテンによるプラットホームからの漏洩防止」、「ごみピットからの漏洩防止」、「プラットホームの出入口扉の開閉時間を短くする」を計画しており、これらの対策を適切に講じることにより、表 3.4-17 に示すとおり、現地調査結果を上回らない値になると予測される。

表 3.4-17 予測結果（敷地境界）

調査項目		単位	悪臭 No.1	悪臭 No.2	基準値及び参考値
臭気指数		-	10 未満	10 未満	15
特定 悪臭 物質	アンモニア	ppm	0.1 未満	0.1 未満	1
	メチルメルカプタン	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	0.002
	硫化水素	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	0.02
	硫化メチル	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	0.01
	二硫化メチル	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	0.009
	トリメチルアミン	ppm	0.0008 未満	0.0008 未満	0.005
	アセトアルデヒド	ppm	0.004 未満	0.004 未満	0.05
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.004 未満	0.004 未満	0.05
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.0008 未満	0.0008 未満	0.009
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.002 未満	0.002 未満	0.02
	ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.0008 未満	0.0008 未満	0.009
	イソバレルアルデヒド	ppm	0.0004 未満	0.0004 未満	0.003
	イソブタノール	ppm	0.05 未満	0.05 未満	0.9
	酢酸エチル	ppm	0.1 未満	0.1 未満	3
	メチルイソブチルケトン	ppm	0.05 未満	0.05 未満	1
	トルエン	ppm	0.5 未満	0.5 未満	10
	スチレン	ppm	0.01 未満	0.01 未満	0.4
	キシレン	ppm	0.05 未満	0.05 未満	1
	プロピオン酸	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	0.03
	ノルマル酪酸	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	0.001
ノルマル吉草酸	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0009	
イソ吉草酸	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	0.001	

3.4.4 影響の分析

(1) 煙突排ガスの排出に伴う影響

① 影響の分析方法

影響の分析は、予測結果が生活環境の保全上の目標と整合しているかという観点から行った。

本事業の実施に伴い、煙突排ガスの排出に伴う大気質の影響を適正に管理するため、悪臭防止法を勘案して設定した公害防止基準を表 3.4-18 に示すとおり目標値として設定した。

表 3.4-18 生活環境の保全上の目標（煙突排ガスの排出に伴う悪臭の影響）

項目	単位	目標値	備考
臭気指数	-	10 未満	「悪臭防止法第三条に規定する規制地域の指定並びに同法第四条第一項第一号、第二号及び第三号に規定する規制基準の設定」（平成 24 年 3 月 30 日 朝霞市告示 92 号）及び「悪臭防止法第三条に規定する規制地域の指定並びに同法第四条第一項第一号、第二号及び第三号に規定する規制基準の設定」（平成 9 年 3 月 14 日 埼玉県告示 336 号）を勘案して設定した公害防止条件
アンモニア	ppm	1 以下	
メチルメルカプタン	ppm	0.002 以下	
硫化水素	ppm	0.02 以下	
硫化メチル	ppm	0.01 以下	
二硫化メチル	ppm	0.009 以下	
トリメチルアミン	ppm	0.005 以下	
アセトアルデヒド	ppm	0.05 以下	
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05 以下	
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009 以下	
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02 以下	
ノルマルバレリルアルデヒド	ppm	0.009 以下	
イソバレリルアルデヒド	ppm	0.003 以下	
イソブタノール	ppm	0.9 以下	
酢酸エチル	ppm	3 以下	
メチルイソブチルケトン	ppm	1 以下	
トルエン	ppm	10 以下	
スチレン	ppm	0.4 以下	
キシレン	ppm	1 以下	
プロピオン酸	ppm	0.03 以下	
ノルマル酪酸	ppm	0.001 以下	
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009 以下	
イソ吉草酸	ppm	0.001 以下	

② 影響の分析結果

影響の分析結果は、表 3.4-19 に示すとおりである。

予測結果は、予測地点において臭気指数は 10 未満、特定悪臭物質濃度は臭気強度 2.5 未満に該当する濃度となり、目標値を下回るため、生活環境保全上の目標を満足する。

表 3.4-19 影響の分析結果（煙突排ガスの排出に伴う悪臭の影響）

項目	単位	予測地点	予測結果	目標値
臭気指数	-		10 未満	10 以下
特定 悪臭 物質	アンモニア	風下側約 540m	<1	1 以下
	メチルメルカプタン		<0.002	0.002 以下
	硫化水素		<0.02	0.02 以下
	硫化メチル		<0.01	0.01 以下
	二硫化メチル		<0.009	0.009 以下
	トリメチルアミン		<0.005	0.005 以下
	アセトアルデヒド		<0.05	0.05 以下
	プロピオンアルデヒド		<0.05	0.05 以下
	ノルマルブチルアルデヒド		<0.009	0.009 以下
	イソブチルアルデヒド		<0.02	0.02 以下
	ノルマルバレリルアルデヒド		<0.009	0.009 以下
	イソバレリルアルデヒド		<0.003	0.003 以下
	イソブタノール		<0.9	0.9 以下
	酢酸エチル		<3	3 以下
	メチルイソブチルケトン		<1	1 以下
	トルエン		<1×10	10 以下
	スチレン		<0.4	0.4 以下
	キシレン		<1	1 以下
	プロピオン酸		<0.03	0.03 以下
	ノルマル酪酸		<0.001	0.001 以下
ノルマル吉草酸	<0.0009	0.0009 以下		
イソ吉草酸	<0.001	0.001 以下		

(2) 施設からの漏洩による悪臭の影響

① 影響の分析方法

影響の分析は、煙突排ガスの排出に伴う悪臭の影響と同様とする。

本事業の実施に伴い、施設からの漏洩による悪臭の影響を適正に管理するため、悪臭防止法を勘案して設定した公害防止基準を前掲表 3.4-18 に示すとおり目標値として設定した。

② 影響の分析結果

本事業では、公害防止対策として「エアカーテンによるプラットホームからの漏洩防止」、「ごみピットからの漏洩防止」、「プラットホームの出入口扉の開閉時間を短くする」を計画しており、生活環境への影響は実行可能な範囲で出来る限り回避または低減されるため、目標値との整合は図られている。

3.5 景観

3.5.1 調査対象地域

(1) 施設の存在による景観への影響

調査対象地域は、計画地内に高さ 59m の煙突及び高さ 30m 程度の工場棟が設置されることを鑑み、遠景域までの距離となる計画地から半径約 5km の範囲とした。

3.5.2 現況把握

(1) 現況把握項目

現況把握項目及びその選択理由は、表 3.5-1 に示すとおりである。

表 3.5-1 現況把握項目及び選択理由

現況把握項目	選択理由
①景観特性の状況 ②景観資源の状況 ③主要な眺望点の状況 ④主要な眺望景観の状況 ⑤関係法令による基準等	施設及び煙突の存在により、計画地周辺の景観の状況に変化が生じると考えられるため、左記の次項を選定した。

(2) 現況把握方法

① 景観特性の状況

調査は、既存資料調査により行った。

既存資料調査は、「朝霞市景観計画」（平成 27 年 10 月 朝霞市）を整理した。

② 景観資源の状況

調査は、既存資料調査により行った。

既存資料調査は、「朝霞市景観計画」及び「景観資源データベースシステム」（平成 28 年 3 月 埼玉県ホームページ）の情報を整理した。

③ 主要な眺望点の状況

調査は、既存資料調査及び現地踏査により行った。

既存資料調査は、「朝霞市景観計画」を整理した。

現地踏査は、図 3.5-1 に示す計画地から半径約 5km 並びにその周辺を対象に、既存資料調査で抽出された地点について、新施設の視認性を確認することとした。さらに、日常的な視点かつ公共性の高い眺望点を抽出し、新施設の視認性を確認することとした。

④ 主要な眺望景観の状況

調査は、現地調査により行った。

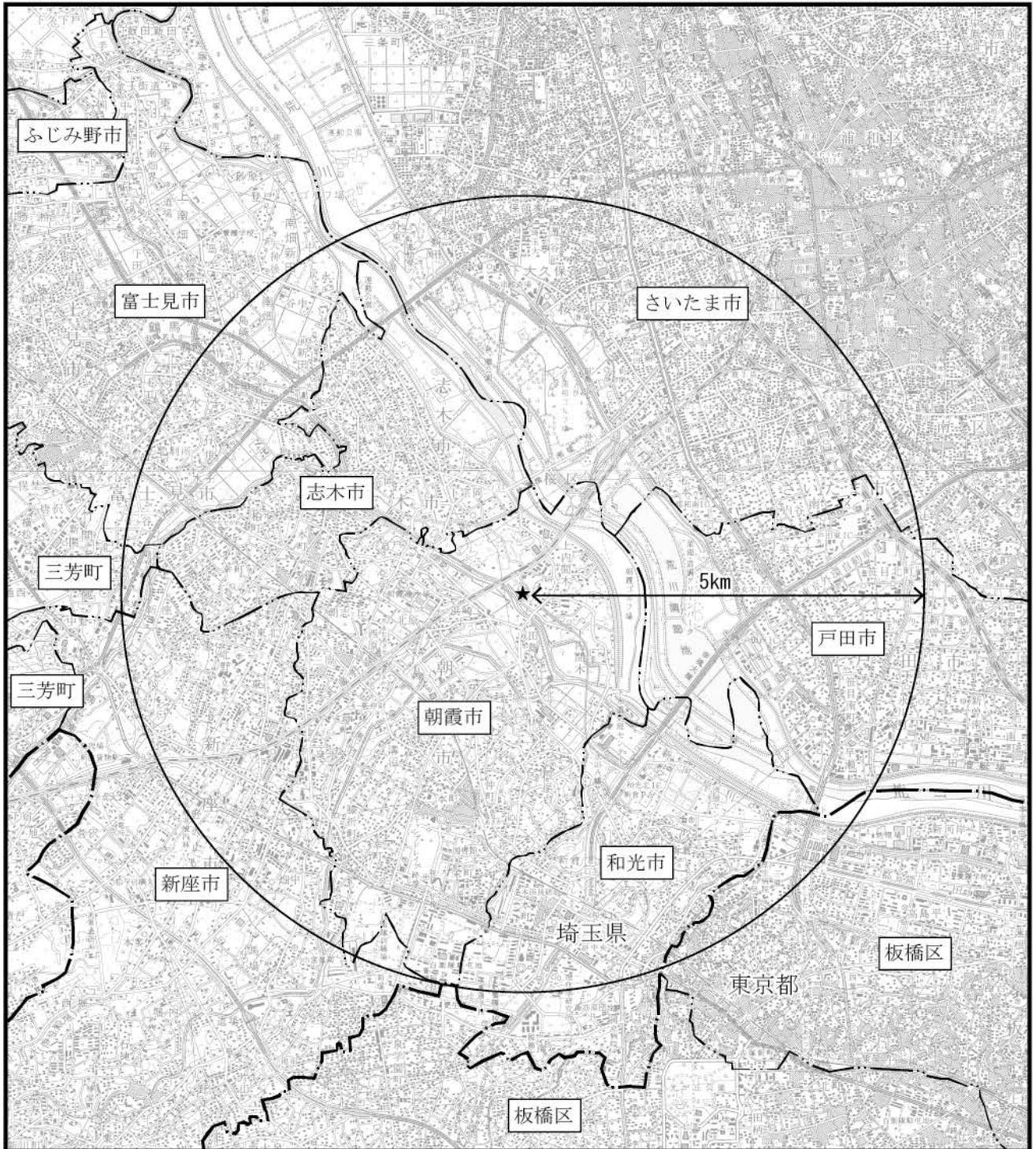
主要な眺望点から新施設方向を望んだ際の眺望景観を写真撮影した。調査の詳細は、表 3.5-2 に示すとおりである。

表 3.5-2 調査方法等

調査方法	眺望点からの計画地の眺望の状況を写真撮影により把握
撮影日 ：天候	平成28年 5月19日（木）：晴れ 平成28年 8月 9日（火）：晴れ
使用カメラ	Nikon D3100
使用レンズ	Nikon DX AF-S NIKKOR 18-55mm
撮影角度	水平
撮影高さ	地上 1.5m

⑤ 関係法令による基準等

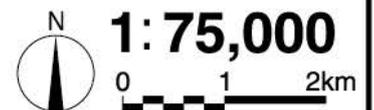
調査は、「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日 法律第 110 号）に基づく「朝霞市景観条例」（平成 27 年 3 月 27 日 条例第 24 号）を整理することにより行った。



凡 例

- ★ : 計画地
- : 都県界
- - - : 市区界

図 3.5-1 調査対象範囲



(3) 現況把握の結果

① 景観特性の状況

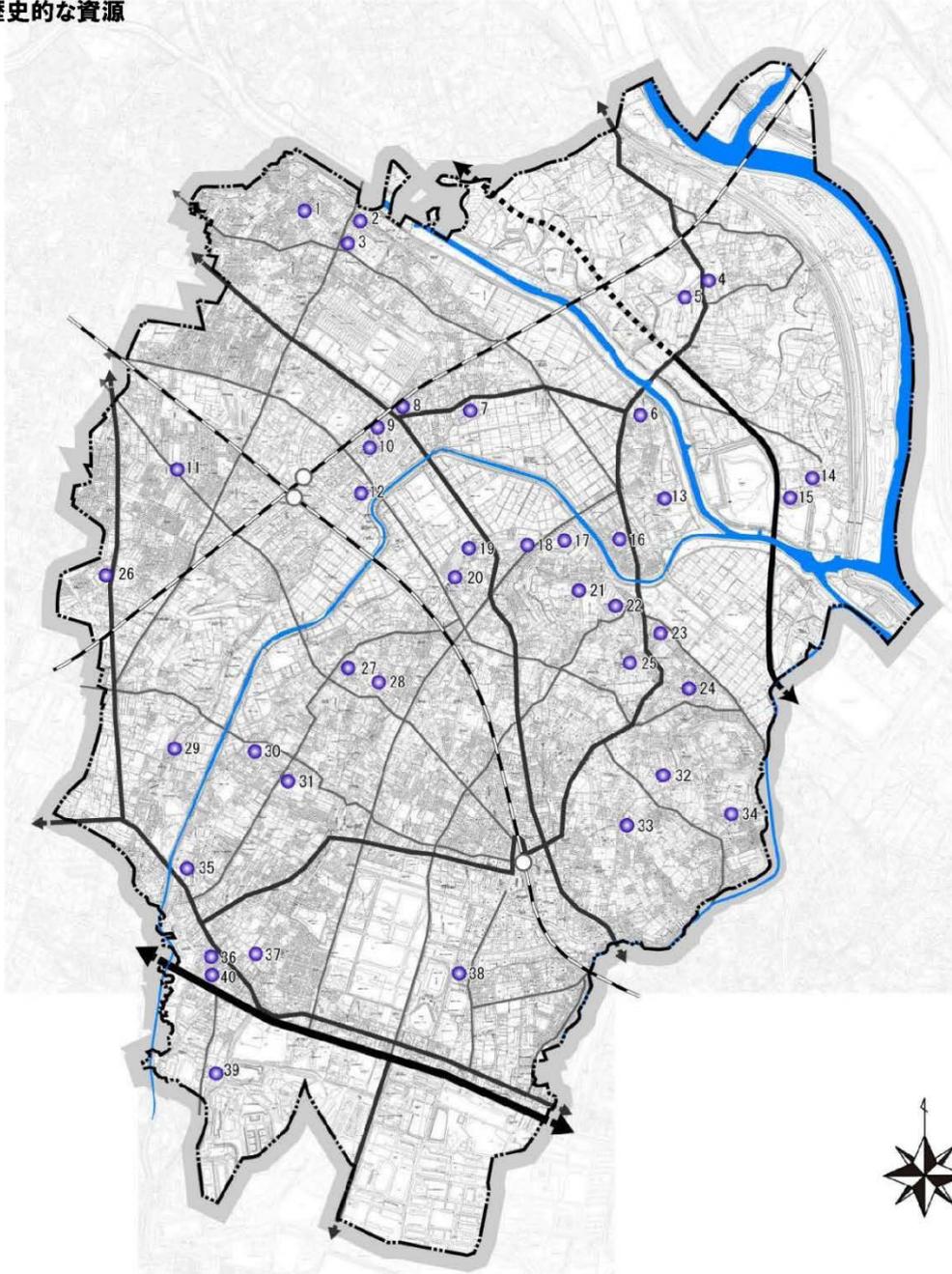
朝霞市の景観特性として、黒目川や新河岸川等の河川や台地縁辺部の斜面林からなる「水と緑が一体となった骨格的な景観」、黒目川や荒川沿いの標高 5m 前後の低地と、標高 30~40m 程度の武蔵野台地、その台地の縁にある斜面（段丘崖）からなる起伏に富んだ地形や崖線からなる「変化に富んだ地形がつくり出す坂道や見晴らしの景観」、基地跡地の公園通りのケヤキ並木等からなる「基地跡地の緑豊かでゆとりとにぎわいを感じる景観」、市内箇所にある湧水や水辺、農地や屋敷林からなる「身近な水と緑が織り成す潤いを感じる景観」が主な構成要素として挙げられる。

② 景観資源の状況

「朝霞市景観計画」によれば、朝霞市内の主な歴史的な資源として、図 3.5-2 に示す 40 箇所の歴史資源が列記されている。また、黒目川、新河岸川、荒川とその周辺の斜面林、緑地等が構成する開放的な景観が景観資源とされている。

また、埼玉県「景観資源データベースシステム」には、調査地域内の景観資源として、表 3.5-3 に示す 33 箇所の景観資源が登録されている。

主な歴史的な資源



凡例			
● : 歴史資源			
1 天明稲荷神社 (宮戸3丁目)	11 六道地藏尊 (三原3丁目)	21 氷川神社 (岡3丁目)	31 醤油資料館 (溝沼3丁目)
2 宮戸神社 (宮戸4丁目)	12 観音堂 (浜崎2丁目)	22 柵塚古墳歴史広場 (岡3丁目)	32 台雲寺 (根岸台4丁目)
3 宝蔵寺 (宮戸4丁目)	13 神明神社 (田島2丁目)	23 御嶽神社 (根岸台3丁目)	33 馬頭観音 (根岸台5・6丁目)
4 阿弥陀堂 (大字上内間木)	14 氷川神社 (大字下内間木)	24 金剛寺 (根岸台3丁目)	34 臺稻荷神社 (根岸台8丁目)
5 内間木神社 (大字上内間木)	15 西福寺 (大字下内間木)	25 旧高橋家住宅 (根岸台2丁目)	35 閻魔堂 (膝折町4丁目)
6 美女神社 (田島2丁目)	16 富善寺 (田島1丁目)	26 下ノ原稲荷神社 (三原5丁目)	36 膝折宿 (膝折町2丁目周辺)
7 地藏堂 (浜崎4丁目)	17 岡の城山 (岡3丁目)	27 氷川神社 (溝沼6丁目)	37 一乗院 (膝折町1丁目)
8 東葉師堂 (浜崎4丁目)	18 本仙寺 (岡2丁目)	28 光善寺 (溝沼6丁目)	38 広沢観音 (本町3丁目)
9 氷川神社 (浜崎3丁目)	19 不動堂 (岡2丁目)	29 白山神社 (泉水2丁目)	39 子之神氷川神社 (膝折町2丁目)
10 三光院 (浜崎3丁目)	20 東園寺 (岡2丁目)	30 泉蔵寺 (溝沼3丁目)	40 笠森稲荷神社 (膝折町2丁目)

(出典：あさかみどころマップ 朝霞市文化財案内)

: 国道
 : 県道
 : 主な市道
 : 鉄道

図 3.5-2 主な歴史的資源

表 3.5-3 景観資源データベースシステムに登録された景観資源

区分	景観資源名称	所在地	
景観活動	花ロード美女木	戸田市美女木	
公園・広場	県営戸田公園	戸田市戸田公園	
	志木小学校スカイガーデン	志木市本町一丁目	
	朝霞市立朝霞第一中学校屋上庭園	朝霞市大字膝折	
建築物	浦和伝統文化館「恭慶館」	さいたま市浦和区常盤	
	Poram Building	さいたま市浦和区仲町1丁目	
	埼玉りそな銀行 さいたま研修センター	さいたま市浦和区常盤	
	地域中核施設プラザウエスト・記念総合体育館	さいたま市桜区道場	
	LAMZA (ラムザ)	さいたま市南区沼影	
	ヒアシンスハウス	さいたま市南区别所	
	戸田市立芦原小学校	戸田市大字新曽	
	旧高橋家住宅	朝霞市根岸台2丁目	
	朝霞市博物館	朝霞市岡	
	朝霞市立 溝沼保育園・みぞぬま児童館・溝沼老人福祉センター	朝霞市溝沼	
	わくわくどーむ	朝霞市大字浜崎下谷	
	せせらぎの小径(こみち)	志木市下宗岡2他	
	ガーデンアベニュー志木幸町	志木市中宗岡	
	シーズウィッシュ志木のランドスケープ	志木市幸町	
	東上セレモニーホール志木	志木市宗岡2	
	扇町屋1丁目の街並み	志木市扇町屋	
	ルストホフ志木	志木市本町2	
	代官屋敷	和光市中央2	
	長屋門	和光市白子3丁目	
	新倉ふるさと民家園	和光市下新倉2丁目	
	シーアイハイツ和光	和光市本町	
	和光市中央公民館	和光市中央1	
	Honda和光ビル	和光市本町	
	平林寺建造物群 総門 山門 仏殿 中門	新座市野火止3	
	睡足軒	新座市野火止1	
	新座リバーサイド集会所	新座市新座	
	立教大学 新座キャンパス	新座市北野	
	立教大学新学部関連施設	新座市北野	
	自然・緑地・農地	妙音沢	新座市栄1丁目

③ 主要な眺望点の状況

「朝霞市景観計画」によれば、朝霞市内の主要な眺望点として、図 3.5-3 に示す城山公園、黒目川に架かる東林橋、島の上公園、荒川堤防が挙げられているほか、台地から低地に下る坂道が、眺望点として挙げられている。

地形と主な坂道・眺望点

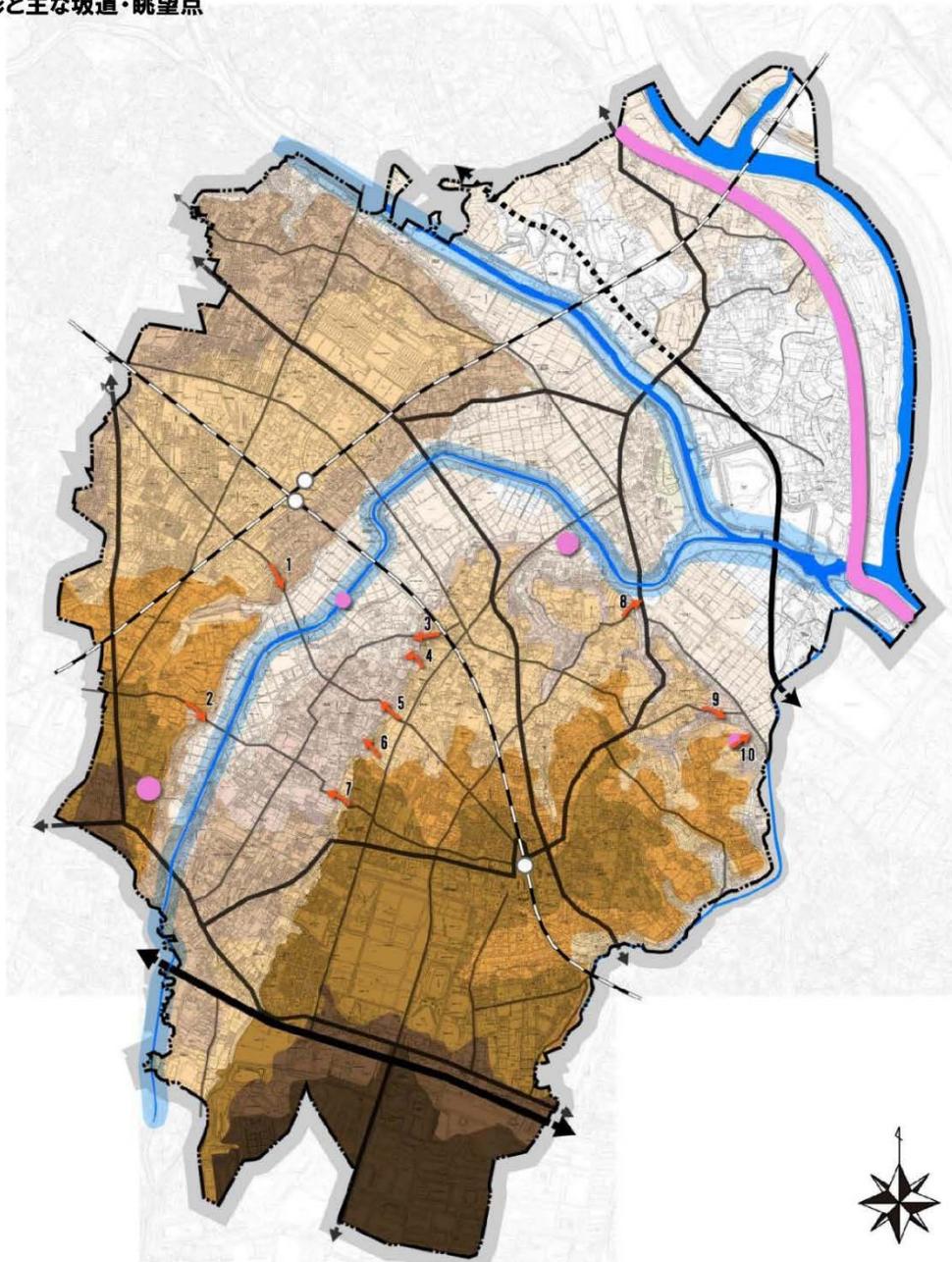


図 3.5-3 主な眺望点と坂道

現地踏査の結果、上記既存資料から抽出される眺望点から計画地を視認できる地点が限られていること、計画地周辺の人家等の分布状況、土地利用を踏まえると、日常的な視点場を眺望点に加えることが望ましいことから、計画地から半径約5km 並びにその周辺の代表的な眺望点として6地点を選定した。各眺望点の選定の理由は表3.5-4に、その位置は図3.5-4に示すとおりである。

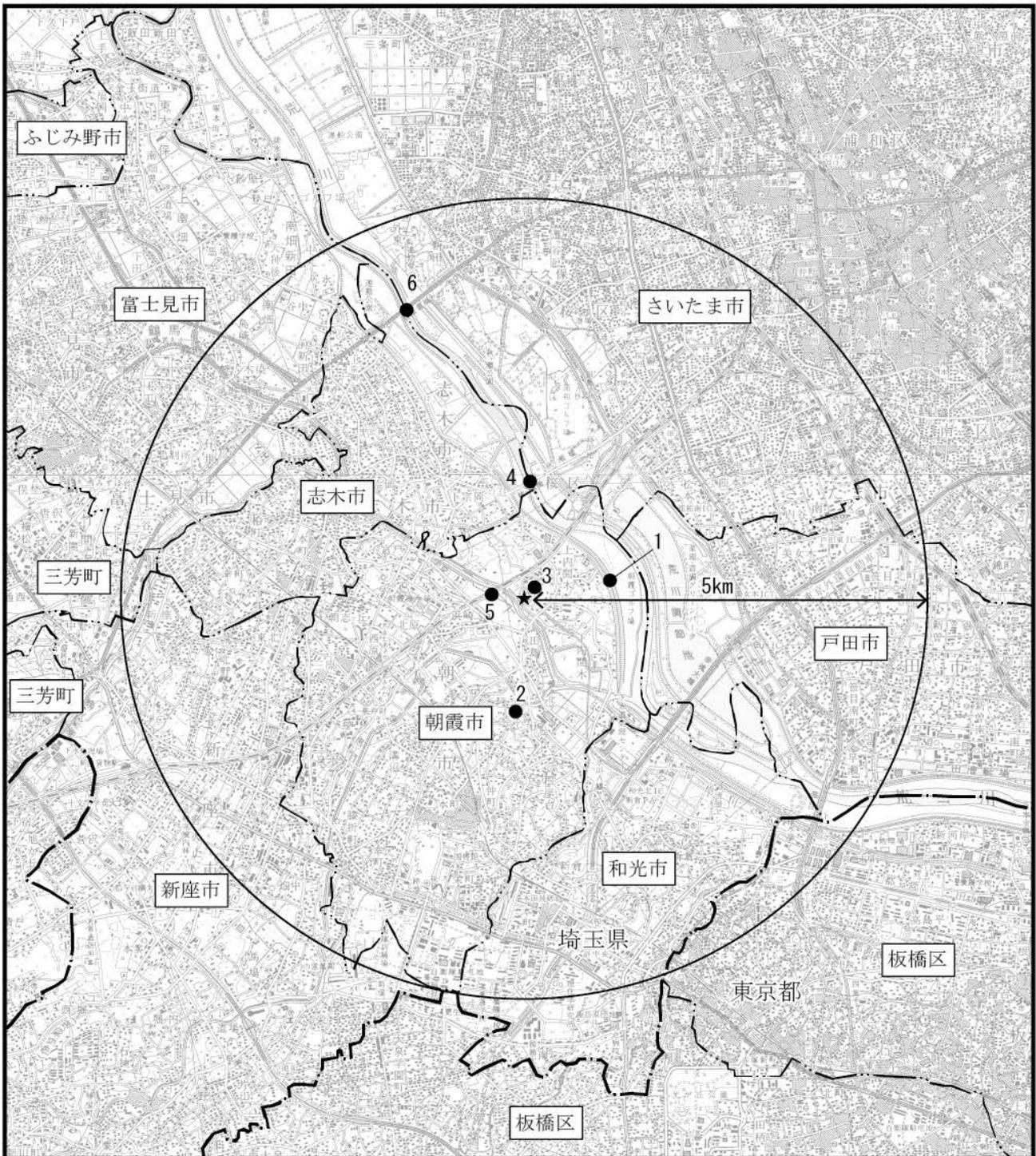
表 3.5-4 眺望点の選定理由

番号	地点名	可視 不可視	計画地からの 距離	選定根拠
1	荒川（右岸側堤防上道路）	○	約 1.1km	計画地の東側約 1.1km に位置する荒川（右岸側堤防上道路）からの地点であり、計画地を視認でき、利用度が高い地点であるため、中景として設定する。また、朝霞市景観計画に主要な眺望点として示されているため、設定する。
2	柁塚古墳歴史広場	○	約 1.5km	計画地の南側約 1.5km に位置する柁塚古墳歴史広場の地点であり、計画地が視認でき、滞留度が高い地点であるため、中景として捉える眺望点として設定する。
3	内間木公園	○	約 0.2km	計画地の北東側約 0.2km に位置する内間木公園内からの地点であり、計画地が視認でき、滞留度、利用度が高い地点であるため近景として捉える眺望点として設定する。
4	秋ヶ瀬橋	○	約 1.5km	計画地の北側約 1.5km に位置する秋ヶ瀬橋からの地点であり、計画地を視認でき、滞留度及び利用度ある地点のため、中景として捉える眺望点として設定する。
5	武蔵野線電車内	○	約 0.3km	計画地の西側約 0.3km に位置する武蔵野線電車内からの地点であり、計画地を視認でき、利用度が高い地点であるため、中景として捉える眺望点として設定する。
6	羽根倉橋	△	約 4.0km	計画地の北西側約 4.0km に位置する羽根倉橋からの地点であり、計画地の一部分が視認でき、利用度が高い地点であるため、遠景として捉える眺望点として設定する。

注) 可視不可視欄の記号：○計画地（現施設及び煙突）を視認できる。

△計画地（現施設及び煙突の一部のみ）を視認できる。

×計画地（現施設及び煙突）は視認できない。



凡 例

- ★ : 計画地
- : 都県界
- : 市区界
- : 主要な眺望地点

図 3.5-4 選定した眺望点位置



④ 主要な眺望景観の状況

選定した眺望点の眺望景観の状況は、表 3.5-5 (1) ~ (2) に示すとおりである。

表 3.5-5 (1) 主要な眺望点の状況

番号	地点名	選定した眺望点の現況写真
1	荒川（右岸側堤防上道路）	
2	柁塚古墳 歴史広場	
3	内間木公園	

表 3.5-5 (2) 主要な眺望点の状況

番号	地点名	選定した眺望点の現況写真
4	秋ヶ瀬橋	
5	武蔵野線電車内	
6	羽根倉橋	

⑤ 関係法令による基準等

朝霞市は、「景観法」（平成16年6月18日 法律第110号）の法第8条第2項第1号に基づいて、市全域を景観計画区域に指定している。

また、計画地及びその周辺は「朝霞市景観条例」（平成27年3月27日 条例第24号）の第7条第4項に基づいて定められた景観ゾーンである「水と緑を活かすゾーン」に区分されている。

3.5.3 予測

(1) 施設が存在による景観への影響

① 予測項目

予測は、施設が存在に伴う主要な眺望景観への影響の程度とした。

② 予測地域

予測地域は、調査対象地域と同じとした。

③ 予測地点

予測地点は、眺望点として選定した6地点とした。

④ 予測対象時期

予測対象時期は、新施設の整備が完了し、現施設がすべて解体された直後の時点とした。

⑤ 予測方法

予測方法は、フォトモンタージュの作成により、現況の眺望景観と将来の眺望景観を比較する方法によるものとした。

⑥ 予測結果

予測結果は、表 3.5-6 (1) ~ (6) に示すとおりである。

表 3.5-6 (1) 主要な眺望景観の変化の状況 (地点1 荒川 (右岸側堤防上道路))

【現況】



【将来】



【主要な眺望景観の変化の状況】

現況写真では、画面中央に現施設及びその煙突を見ることができる。

将来写真では、現施設が解体され、画面左側に新施設が整備される。新施設の建屋高さ、煙突高さは現施設とほぼ同等であり、注視すると新施設のボリューム感が若干増すように見えるが、スカイラインを著しく変化させることはなく、全体として眺望景観の変化はほとんどない。

表 3.5-6 (2) 主要な眺望景観の変化の状況 (地点2 柵塚古墳歴史広場)

【現況】



【将来】



【主要な眺望景観の変化の状況】

現況写真では、画面中央の植栽の上に、現施設の建屋と煙突を見ることができる。

将来写真では、現施設が解体され、画面右側に新施設が整備される。新施設の建屋高さ、煙突高さは現施設とほぼ同等であり、注視すると植栽の上に見える新施設のボリューム感は、現施設に比べ若干増すように見えるが、スカイラインを著しく変化させることはなく、全体として眺望景観の変化はほとんどない。

表 3.5-6(3) 主要な眺望景観の変化の状況（地点3 内間木公園）

【現況】



【将来】



【主要な眺望景観の変化の状況】

現況写真では、画面中央に現施設の煙突が見える。垂直方向にオレンジのラインが存在感を放っている。

将来写真では、新施設の位置が公園側に近づくため、建屋のボリューム感が増して見えるものの、煙突は植栽に阻まれて見通すことはできない。全体として眺望景観の変化はほとんどない。

表 3.5-6(4) 主要な眺望景観の変化の状況（地点4 秋ヶ瀬橋）

【現況】



【将来】



【主要な眺望景観の変化の状況】

現況写真では、画面中央に現施設及びその煙突を見ることができる。

将来写真では、現施設が解体され、画面上ではほぼ同位置に新施設が整備される。新施設の建屋高さ、煙突高さは現施設とほぼ同等であるが、注視すると新施設のボリューム感が若干増すように見える。後背の武蔵野台地と周辺の大規模建築物（物流倉庫等）からなるスカイラインを著しく変化させることはなく、全体として眺望景観の変化はほとんどない。

表 3.5-6(5) 主要な眺望景観の変化の状況（地点5 武蔵野線電車内）

【現況】



【将来】



【主要な眺望景観の変化の状況】

現況写真では、画面中央、新河岸川に沿う緑地左側に現施設を見ることができる。

将来写真では、ほぼ同位置に新施設を見ることができる。煙突は画面奥側へ移動するが、工場棟の建屋が前面に出てくることから、若干ボリューム感が増す印象を受ける。一方、雛段状の現施設がなくなることで、比較的すっきりとした見映えとなる。全体として眺望景観の変化はほとんどない。

表 3.5-6(6) 主要な眺望景観の変化の状況（地点6 羽根倉橋）

【現況】



【将来】



【主要な眺望景観の変化の状況】

現況写真では画面中央の送電鉄塔の脇に現施設の煙突が位置しているが、約 4.0km 離れていることと、建屋が手前の樹林によって隠されるため、明瞭に識別することが難しい。

将来写真では、現況と同じく送電鉄塔の脇に、煙突と工場棟の建屋が位置しているが、距離があるため、明瞭に識別することが難しい。

3.5.4 影響の分析

(1) ごみ処理施設の存在による景観への影響

① 影響の分析方法

影響の分析は、予測結果が景観の保全上の目標と整合しているかという観点から行った。

計画地が、「朝霞市景観計画」の景観ゾーンでは「水と緑を活かすゾーン」に位置していることから、表 3.5-7 に示すゾーン別に定められた景観づくりの方針と合致しているか否かによって影響の分析を行った。

表 3.5-7 景観の保全上の目標

景観づくりの方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の自然環境、周辺の斜面林、農地や桜並木を保全します。 ・ 基地跡地、その周辺の公園の緑やケヤキ並木を保全し、適切な維持管理に努めます。 ・ 道路や遊歩道沿い、基地跡地周辺や河川沿いの公共施設において、緑化に努めます。 ・ 建築物、工作物や資材置き場などの緑化を推奨します。 ・ 東林橋、東武東上線沿線や島の上公園などの良好な眺めを保全するとともに、快適な空間づくりに取り組みます。 ・ 快適に歩ける遊歩道づくりや、黒目川などの水辺に親しめる空間づくりに取り組みます。 ・ 基地跡地周辺や河川沿いの公共施設において、人が集いやすくなる空間づくりに努めます。 ・ 河川、斜面林や農地などの水と緑の景観と調和し、旧高橋家住宅、城山公園、柵塚古墳などの歴史的資源を活かしたまちなみを形成するため、建築物、広告物などの形態・意匠・色彩、土石の堆積などに配慮します。 ・ 国道 254 号バイパス沿道の土地利用が、周辺の自然環境や農地などと調和するよう、景観形成のルールづくりに取り組みます。

② 影響の分析結果

新施設においては、現有敷地内で施設更新を行うことから、隣接する新河岸川やその斜面林等を新たに改変することはないこと、現施設の建屋高さ及び煙突高さと同程度とし、建物のボリューム感を抑えること、敷地内では、一定の緑化率を満たす緑化を行うこと、周辺景観と調和する建築物の形態・意匠・色彩の採用が可能であることから、景観づくりの方針に沿った周辺景観と調和した施設づくりができると思われる。